

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、五條市及び生駒市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和四年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

生駒市

二 調査を行った期間

五條市 令和元年四月一日から令和二年九月十六日まで

五條市 平成三十年四月一日から令和二年三月三日まで

生駒市 平成三十年四月一日から令和二年三月三日まで

三 成果の名称

五條市上之町の一部の地籍図及び地籍簿

五條市二見一丁目、二見二丁目及び二見四丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

生駒市中菜畑二丁目及び西菜畑町の各一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市上之町の一部の地域

五條市二見一丁目、二見二丁目及び二見四丁目の各一部の地域

生駒市中菜畑二丁目及び西菜畑町の各一部の地域

五 認証年月日

令和四年九月十五日